

各府省の公共契約における男女共同参画及びワーク・ライフ・
バランスの評価項目の設定状況について（平成 23 年度）

政府として、公共契約を通じて雇用分野の男女共同参画を推進するため、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報、研究開発事業において総合評価落札方式による一般競争入札の実施に当たっては、男女共同参画等に関する評価項目の設定に取り組むこととしている。

平成 23 年度における各府省の取組状況を以下のとおり。

- 14 事業（内閣府 5、厚生労働省 8、経済産業省 1）で評価項目として設定、契約金額は約 2 億 2,400 万円。
（参考：平成 22 年度 10 事業（内閣府 5、厚生労働省 4、文部科学省 1））
- 事業の内訳は以下のとおり
（内閣府）
 - ・ 男女共同参画の視点による震災対応状況調査
 - ・ 男性の男女共同参画についての理解促進のための広報業務
 - ・ 男性の性別役割分担意識に関する調査
 - ・ 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力（集中）相談事業
 - ・ 「女性の活躍による経済社会の活性化」に関するデータ分析及び事例収集業務（厚生労働省）
 - ・ 働く女性の妊娠・出産に関する健康管理支援事業
 - ・ 企業等の両立支援制度に関する実態把握のための調査研究事業
 - ・ 両立支援に関するベストプラクティス普及事業
 - ・ 両立支援に関する総合的情報提供事業
 - ・ 男性の育児休業取得促進事業
 - ・ 労働契約等活用支援事業
 - ・ 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業
 - ・ テレワーク・セミナー実施事業（経済産業省）
 - ・ 企業におけるダイバーシティ推進の経営効果等に関する調査研究
- 主な評価項目は以下のとおり
 - ・ 女性雇用率や女性管理職の割合
 - ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく取組状況
 - ・ 所定外労働時間の削減及び年次有給休暇の取得促進の双方について、全社的な取組として明示して推進 等

【参考】

今年度においては、「今後の取組事項について」（平成 24 年 3 月 14 日男女共同参画会議決定）（以下参照）に基づき、引き続き、政府として取組を推進。

公共契約を通じて雇用分野の男女共同参画を推進するため、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報、研究開発事業において総合評価落札方式による一般競争入札を実施するに当たっては、男女共同参画等に関する評価項目の設定に取り組む。